

受 講 契 約 申 込 書

国立大学法人東京大学
大学院新領域創成科学研究科長 殿

法人住所
法人名称
契約者氏名 印

下記の通り、受講者を推薦し、受講契約（受託事業）を申し込みます。
同契約の内容の詳細は、申込が受諾されたときは、別紙受講契約書に従います。

1. 受講申込コース	東京大学大学院新領域創成科学研究科 スマートヘルス・スクール(第1期)2025年度冬季コース
2. 受講期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
3. 受講料	600,000 円 (消費税および地方消費税相当額を含む)
4. 受講者氏名 所属・職名	
5. その他	
6. 事務担当者連絡先 (契約書送付先住所、氏 名、所属、電話、E- mail)	

受 諾 書

上記の受講契約申込について、受諾します。

令和 年 月 日

国立大学法人東京大学総長 藤井輝夫
代理人 新領域創成科学研究科事務長 石津 守康

※受諾書は、申込者から提出された受講契約申込書の写しを使用するものとする。
※枠寸法を変更してもよいが、1 頁以内に収めること。

別紙

東京大学大学院新領域創成科学研究科 「スマートヘルス・スクール 2025 年度冬季コース」 受講契約書

東京大学大学院新領域創成科学研究科スマートヘルス・スクール 2025 年度冬季コース(以下「本事業」という。)の申込者(以下「甲」という。)と、国立大学法人東京大学(以下「乙」という。)は、東京大学大学院新領域創成科学研究科における社会人向け教育プログラムとして実施する本事業の実施に関し、次の各条項のとおり契約（以下「本契約」という。)を締結する。

(受講期間等)

第 1 条 甲は、本契約の規定に基づき、受講契約申込書の提出により、本事業の受講を申し込み、乙はこれを承諾する。

2 本事業の受講期間その他の条件は次のとおりとする。

(1) 講座名 東京大学大学院新領域創成科学研究科スマートヘルス・スクール
2025 年度冬季コース

(2) 内容 「東京大学大学院新領域創成科学研究科スマートヘルス・スクール 2025 年度冬季コース受講者募集要項」に定めるとおりとする。

(3) 受講料 600,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

(4) 受講期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

(5) 開講年度 令和 7 事業年度 (令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

3 甲は、表記受講申込項目表 4.記載の受講者（以下「受講生」という。)に第 5 条、第 8 条及び第 9 条の規定を遵守させるものとする。また、甲は、受講生が乙の施設内において行動するにあたり、受講生に乙の学内規則を遵守させるものとする。

(受講料の支払及び取扱)

第 2 条 甲は、乙の発行する請求書により、第 1 条第 2 項第(3)号規定の受講料（以下「受講料」という。)を、乙が指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

2 受講料の支払期限は、本受講申込受託日の翌月末とする。

3 甲が前項の支払期限までに受講料を支払わないときは、甲は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条及び第 419 条で規定する法定利率の割合による延滞金を支払うものとする。

4 乙は、受講料を開講年度内において、乙が定めるところにより使用するものとする。

(中止又は期間の延長)

第 3 条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本事業の全部若しくは一部の実施を中止し、又は実施期間を延長若しくは短縮することができる。この場合において、甲及び乙は相互にその責を負わないものとする。

2 前項に基づく場合を除き、甲から中止の申し入れがあったときは、甲乙協議の上、双方の合意のある場合に限り、甲の本事業の受講を中止できるものとする。

(講座内容等)

第4条 本事業の具体的な講座内容、担当講師、教材その他の講座に関する事項（以下「講座内容等」という。）は、募集要項記載の本事業プログラムの趣旨及び目的に照らし、乙がその自由な裁量により定めるものとする。

2 乙は、甲及び受講生に対し、乙が本事業において受講生に対して提供する教材、講義の内容その他の講座内容等に係る情報の正確性及び完全性を保証するものではない。

3 乙は、甲及び受講生に対し、本事業の受講による具体的な成果を保証するものではない。

(目的の尊重)

第5条 甲及び受講生は、募集要項に定める本事業の趣旨及び目的を理解し、乙による本事業プログラムの趣旨及び目的の実現を妨げ、又は阻害する行為を行ってはならない。

(契約の解除)

第6条 乙は、甲が受講料を所定の支払期限までに納入せず、催告後30日を経過してもなお納入しないときは、本契約を解除することができるものとする。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

(1)相手方による本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき

(2)相手方が本契約に違反したとき

(受講料の返金)

第7条 第3条の定めにより本事業を中止する場合又は前条第2項の定めにより甲が受講申込を解除する場合、受講料の返金額は甲乙協議の上で定めるものとする。

2 前条第2項の定めにより乙が受講申込を解除する場合、受講料の返金を行わない。

(知的財産権)

第8条 本事業に使用する教材及び担当講師の講義の著作権その他の知的財産権は乙又は乙の指定する者に帰属するものとし（但し、教材及び講義において引用等されたもののうち、第三者に知的財産権が帰属する部分を除く。）、教材及び講義の提供により、甲又は受講生に対し、著作権その他の知的財産権の譲渡又は利用許諾をするものではない。甲及び受講生は、当該教材の全部又は一部を、複製、改変、頒布、公衆送信等、乙又は乙の指定する者の著作権その他の知的財産権及び著作者人格権を侵害する行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第9条 甲及び受講生は、乙の書面による事前の承諾なく、本事業の実施により知り得たプログラム企画運営のノウハウその他の情報を使用し、若しくは第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び受講生は、乙の書面による事前の承諾なく、本事業の講座内容等を利用して、自ら又は第三者をして講座の開催等を行ってはならない。

3 前2項の規定は、次の各号の一に該当するものについては、適用されない。

(1)乙の本事業の実施による甲及び受講生の取得前に、既に公知となっていたもの

- (2) 乙の本事業の実施による甲及び受講生の取得前に、甲及び受講生がすでに所有していたもの
- (3) 甲の本事業の実施による甲及び受講生の取得後、甲及び受講生の責によらずして公知となったもの
- (4) 甲の本事業の実施による甲及び受講生の取得後、甲及び受講生が、秘密保持の義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から適法に取得したもの

(個人情報取扱い)

第 10 条 乙は、本事業の実施にあたって、甲が保有する個人情報を取り扱う場合は、法令及び乙の規則に則って、適切に取り扱うものとする。

(受講生の変更)

第 11 条 甲は、受講生を変更することができないものとする。甲がやむを得ない事由により受講生の変更を希望する場合には、甲乙協議の上、乙が承諾した場合に限り、変更できるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 12 条 甲及び乙は、本契約により生じる債権及び債務並びに本契約上の地位を、相手方の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(損害賠償)

- 第 13 条 甲又は乙は、第 6 条第 2 項に掲げる事由、又は故意若しくは重大な過失によって損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償を請求できるものとする。
- 2 本事業の演習・実習中に受講生が他の受講生に怪我をさせた場合の賠償については、甲及び怪我を負った受講生との間で協議の上解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 14 条 甲及び乙(その役員又は実質的に経営を支配する者を含む。次項において同じ。)は、相手方に対し次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- 一 暴力団
- 二 暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。)
- 三 暴力団準構成員
- 四 暴力団関係企業
- 五 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- 六 その他前各号に準ずる者

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

- 3 甲及び乙は、相手方が第1項又は第2項に違反した場合、何らの催告をすることなく本契約を解約することができる。
- 4 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、何らこれを賠償又は補償することを要せず、また、かかる解約により自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(輸出管理)

- 第15条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関連する法令を遵守する。
- 2 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた（売却、譲渡、貸与その他あらゆる手段により提供を受ける場合を含む。）貨物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して移転してはならない。
 - 3 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示された情報を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して開示又は移転してはならない。

(契約の有効期間)

- 第16条 本契約の有効期間は、第1条第2項第(5)号に定める期間とする。ただし、第4条、第8条から第10条まで、第13条から第15条及び第18条の規定は本受講終了後も有効に存続するものとする。

(協議)

- 第17条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

- 第18条 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上